

議題第 1 1 号

教育職員免許の更新等に関する規則の廃止及び教育職員免許法等施行細則の改正について

1 改正の理由

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則等が改正され、教員免許更新制が廃止されたこと、及び教員免許の申請に必要な単位の修得方法が改正されたことに伴い、関係規則の廃止及び改正を行う。

2 改正の概要

(1) 教育職員免許の更新等に関する規則
廃止する。

(2) 教育職員免許法等施行細則

単位の修得方法に関する内容及び教員免許の出願書類等に関する所要の改正を行う。

※ 詳細は、別添新旧対照表のとおり。

3 施行期日

公布の日

教育職員免許の更新等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年7月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

教育職員免許の更新等に関する規則を廃止する規則

教育職員免許の更新等に関する規則（平成21年宮崎県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(大学が独自に設定する科目)	(大学が独自に設定する科目)
第28条 第9条から第12条まで並びに第15条及び第15条の2に規定する大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあっては領域に関する専門的事項に関する科目）又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。	第28条 第9条から第12条まで並びに第15条及び第15条の2に規定する大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第18条から第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目（中学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあっては領域に関する専門的事項に関する科目）、第26条に規定する教職に関する科目、大学が加えるこれらに準ずる科目又は免許法施行規則第21条の2第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学が加える科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。
2 [略]	2 [略]
(特別免許状の出願の場合)	(特別免許状の出願の場合)
第33条の2 免許法第5条第3項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の書類を提出	第33条の2 免許法第5条第2項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の書類を提出

戸籍抄本

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の教育職員免許法等施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。